

利用料金表

令和 8 年 6 月 1 日改定

1. 介護保険サービス利用料金 (日額)

		サービス 利用料	1割 自己負担額	2割 自己負担額	3割 自己負担額
基本サービス費	入居	7,490円	749円	1,498円	2,247円
	短期	7,770円	777円	1,554円	2,331円

介護予防認知症対応型
共同生活介護費Ⅱ
(2ユニット型)

介護予防認知症対応型
短期利用共同生活介護費Ⅱ
(2ユニット型)

	名称	金額 (日額)	自己負担額			内容	適用		算定	
			1割	2割	3割		入居	短期		
			2割	3割						
			3割							
加算項目 共通項目	初期加算	300円 (日額)	30円 60円 90円	入居日から30日間算定します。		◎	×			
	退居時情報提供加算	2,500円 (1回)	250円 500円 750円	医療機関へ退所する入居者について、医療機関に心身の状況、生活歴等の情報を提供日した場合、1人につき1回限り算定します。		○	×			
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	100円 (月額)	10円 20円 30円	第二種協定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保している。研修又は訓練を年1回以上参加する。		△	△			
	高齢者施設感染対策向上加算(Ⅱ)	50円 (月額)	5円 10円 15円	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上実地指導を受ける。		△	△			
	夜間支援体制加算(Ⅱ)	250円 (日額)	25円 50円 75円	各ユニットに夜勤者を配置することに加え、夜勤者又は宿直者を1名以上配置した場合に算定します。		◎	◎			
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円 (日額)	22円 44円 66円	①介護福祉士を70%以上配置 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上配置 いずれかに該当する場合算定します。		◎	◎			
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円 (日額)	18円 36円 54円	介護福祉士を60%以上配置している事業所に算定します。						
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円 (日額)	6円 12円 18円	①介護福祉士を50%以上配置 ②常勤職員75%以上配置 ③勤続7年以上の職員30以上を配置 いずれかに該当する場合算定します。						
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円 (日額)	6円 12円 18円	介護を直接提供する職員の総数のうち、勤続3年以上の職員の割合が3割以上の事業所に算定します。						
	※サービス提供体制強化加算は、上記4つのうちどれか1つを算定します									
		認知症専門ケア加算(Ⅰ)	30円 (日額)	3円 6円 9円	認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、専門的な認知症ケアを実施している場合、適合入居者に算定します。		○	×		
		認知症専門ケア加算(Ⅱ)	40円 (日額)	4円 8円 12円	認知症介護指導者研修修了者を配置し、事業所内研修を実施し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合、適合入居者に算定します。					
	※認知症専門ケア加算は上記2つのうちどれか1つを算定します									

加算項目	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	1,500円 (月額)	150円	入居者の半数以上が日常生活に注意を必要とする方。指定の研修を修了した職員を配置し、計画的に評価、会議、ケアプランの見直しを行っている場合に算定します。	△	×	
			300円				
			450円				
	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	1,200円 (月額)	120円	入居者の半数以上が日常生活に注意を必要とする方。計画的に評価、会議、ケアプランの見直しを行っている場合に算定します。	△	×	
			240円				
			360円				
	※認知症専門ケア加算(Ⅰ)、(Ⅱ)または、認知症チームケア推進加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれか1つを算定します						
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1,000円	100円	PT、OT、ST、医師がICTを活用した動画等により利用者の状況を把握し、助言を行い、それを反映したケアプランを作成する場合算定します。	△	○	
			200円				
			300円				
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	2,000円 (月額)	200円	PT、OT、ST、医師がGHを訪問し、身体状況等の評価を計画作成担当者と共同で行い、反映したケアプランを作成する場合算定します。	△	○		
		400円					
		600円					
※生活機能向上連携加算は、上記2つのうちどれか1つを算定します							
栄養管理体制加算	300円 (月額)	30円	管理栄養士が、介護職員への栄養・食生活に係る助言や指導を行った場合に算定します。	○	×		
		60円					
		90円					
口腔衛生管理体制加算	300円 (月額)	30円	歯科医師又はその指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアの技術的助言及び指導を月1回以上行った場合算定します。	△	×		
		60円					
		90円					
科学的介護推進体制加算	400円 (月額)	40円	入居者の心身の基本的な情報を、厚労省に提出し、その情報を有効なサービス提供に活用した場合算定します。	△	×		
		80円					
		120円					
口腔・栄養スクリーニング加算	200円 (1回/6月)	20円	介護職員が口腔の健康状態、栄養状態の確認を行い、その情報を計画作成担当者に提供している場合算定します。	△	×		
		10円					
		15円					
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	1,000円 (月額)	100円	委員会の開催や見守り機器等の導入、年1回の業務改善効果を示すデータを提供し、成果が確認されている場合に算定します。	△	×		
		200円					
		300円					
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	100円 (月額)	10円	委員会の開催や見守り機器等の導入、年1回の業務改善効果を示すデータを提供している場合に算定します。	△	×		
		20円					
		30円					
その他項目	若年性認知症利用者受入加算	1,200円	120円	若年性認知症の方のご利用時に算定します	○	○	
			240円				
			360円				
	入居者の入退院支援 (日額)6日/月	2,460円	246円	入院後3ヶ月以内の退院が見込まれる入居者の受け入れ体制を整えている場合算定します。(※月6日を限度とします)	△	×	
			492円				
738円							
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000円	200円	緊急に短期利用が必要だと、医師が判断した場合、7日を限度に算定します。	×	○		
		400円					
		600円					
退居時相談援助加算	4,000円	400円	退居後、居宅サービス・地域密着型サービスを利用するに当たり、必要な相談援助と情報提供を行った場合に算定します。	○	×		
		800円					
		1,200円					
新興感染症等施設療養費 (日額)5日/月	2,400円	240円	厚生労働大臣が定める感染症に入居者が感染し、適切な感染対策を行い該当する介護サービスを行った場合、月に1回5日を限度として算定します。	○	×		
		480円					
		720円					

身体拘束廃止未実施減算	10%減算 (1日)	身体拘束等の適正化を図るための措置が未実施の場合減算します。 ・記録・対策委員会の開催と職員周知 ・適正化のための指針の整備・研修	○	○	
高齢者虐待防止措置未実施減算	1%減算 (1日)	虐待を防止するための措置が未実施の場合減算します。 ・指針の整備、担当者の配置、研修実施	○	○	
業務継続計画未実施減算	3%減算 (1日)	感染症や非常災害の発生時において、サービスを継続的に実施するための業務継続計画を策定する。	○	○	

※下記の加算はどちらか1つを算定します。

介護職員処遇改善加算 (Ⅰ口)	(基本サービス料自己負担額 +加算分自己負担額) ×22.8%	介護職員の賃金を改善する計画を策定し、適切な処置を講じた場合に算定します。 (Ⅰ)か(Ⅱ)のいずれかを算定させていただきます。	◎	◎	
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ口)	(基本サービス料自己負担額 +加算分自己負担額) ×22.0%				

※表示の◎印は全員に加算されます。△は体制が整ったときに加算されます。○は該当する方のみに加算されます。

2. その他利用料金(介護保険外生活費用)

	名称	金額	内容
入居	家賃相当分	45,000円	月額
	水道光熱費	20,000円	月額
	食材料費	35,000円	月額(おやつ代等含み、飲食全般に係る費用です)
短期	家賃相当分	1,480円	日額
	水道光熱費	660円	日額
	食材料費	1,150円	日額(おやつ代等含み、飲食全般に係る費用です)

クリーニング (外部委託)	実費	行事・クラブ活動費 行事・クラブ活動費は参加状況に応じ、そこにかかる材料費等を実費にて負担していただくこととなります。
日常生活品費	実費	
書類等の写し	10円/枚	
理美容代	2,200円/回	

※その他、健康管理費等実費をご負担いただくことがあります。

※上記以外にかかる費用については説明の上、同意を得て徴収する場合がございます。

3. 退居時費用

退居時費用	ルームクリーニング費用 畳替え費用(該当居室) 粗大ゴミ等の処分費 その他をご負担いただきます。
-------	---